

1 学校再開にあたって

- ・十分な感染症対策を行うことを、機会をとらえ、児童生徒・保護者に説明し、理解を得る。
- ・学校長を責任者とする保健管理体制を構築し、児童生徒への指導、保護者への連絡、学校環境の整備、感染者・濃厚接触者が確認された場合の連絡体制などを含む、新型コロナウイルス感染症に関する対応策を取りまとめる。特に衛生管理面については学校医や学校薬剤師に確認してもらい、助言を受ける。また、状況の変化や最新の情報に基づき、常にこの対応策の確認、見直しを行う。

2 「新しい生活様式」等についての児童生徒への指導

- ・本ガイドラインに基づき、早急に文部科学省作成の「新型コロナウイルス感染症の予防」を活用して、児童生徒が感染症予防について正しく理解し、適切な行動を取れるよう指導する。

新・「新しい生活様式の実践例」を児童生徒に配付し、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させていく必要があることを指導する。その際、特に以下の内容について確認する。

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染防止の3つの基本、「①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い」について児童生徒にしっかり理解させる。

◇人との間隔はできるだけ2 m（最低1 m）空ける。

◇会話をするときには可能な限り真正面を避ける。

◇外出中で、屋内にいるときや会話をするときには、症状がなくてもマスクを着用する。

◇手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に行う。（手指消毒薬の使用も可）

新 (2) 発症したときのため、児童生徒が誰とどこで会ったかをできるだけ覚えておけるよう、保護者や家族との会話を大切にするなど、協力を依頼する。

(3) 3密（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）を避けるため、このような状況が発生する可能性がある場所には出入りしないよう指導する。

(4) 毎朝体温測定、健康チェックを行い、発熱または風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養するよう指導する。

- ・手洗い、咳エチケット、3密回避を呼びかけるポスター等を掲示する。

3 通学について

- ・公共交通機関及びスクールバスを利用する児童生徒には、以下の点について指導する。

◇発熱がある場合は乗車を見合わせる

◇乗車中は必ずマスクを着用する

◇乗車中は会話を控える

◇手すりやドアに触れた手で、目、鼻や口に触れない

- ・スクールバスの運行に当たっては以下の点に配慮する。

◇ドアノブ、手すり等を消毒する

◇乗車前に手指を消毒させる

◇窓を開けて換気する

- ・徒歩または自転車で通学する児童生徒については、以下の点について指導する。

◇周辺の児童生徒との距離を適度にあける

◇大声での会話を控える

4 身体的距離の確保

- ・児童生徒同士の間隔はできるだけ2 m（最低1 m）空ける。

新・教室における児童生徒同士の間隔は、本町の感染状況を踏まえ、現段階では1 mを目安に最大限の間隔がとれるように座席を配置する。

5 健康管理に関すること

- ・児童生徒は、登校前に自宅で検温し、発熱等の風邪症状がある場合は、登校しないことを徹底する。発熱がなくても、普段よりも体調が悪いと感じたら、登校を控えさせる。この場合、「欠席」とはせず、「出席停止・忌引等」とする。

- ・児童生徒は、朝礼時に健康観察を行う際に、家庭での検温結果を報告する。学級担任等は発熱や風邪の症状がないことを確認する。検温を忘れた児童生徒は別室で測定する。

- ・登校後、発熱等の風邪症状がある児童生徒は、保護者に連絡した上で、帰宅させる。

- ・手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、手洗いを徹底させる。

新・常時マスク着用が望ましいが、体育の授業中や部活動、熱中症の危険性がある場合等は外してもよい。その際、換気、身体的距離の確保、咳エチケットの指導を徹底する。

新・児童生徒には、清潔なハンカチ・ティッシュ、マスクを外した時に一時的に保管しておくための布またはビニールの袋を毎日持ってくること、また、タオルやハンカチは貸し借りしないことを指導する。

- ・十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

- ・医療的ケアが必要な児童生徒に対しては、主治医や学校医、保護者と相談の上、適切な配慮を行う。

6 感染防止対策

- ・休み時間や登下校など教職員の目が届かない所で、児童生徒が密集しないように、また、近距離で向かい合って話をするのしないよう注意喚起する。

- ・密閉、密集、密接の「3密」の重なりを避けるだけでなく、できる限り「ゼロ密」を目指す。

- ・次の6つのタイミングで手洗い（アルコール消毒）を徹底する。

◇教室に入るとき

◇咳やくしゃみ、鼻をかんだとき

◇食事の前後

◇掃除の後

◇トイレの後

◇共有のものを触ったとき

※手洗い場が混雑する場合は、他の手洗い場や水道がある特別教室等の利用も検討する。

- 新**・タブレット等は、色々なところを触った手で操作することから、ウイルスが付着している可能性があることを児童生徒に充分理解させる。
- ・教室内等の換気を徹底する。換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行う。エアコン使用時においても換気を行う。
- ・清掃は、換気の良い状況で、マスクを着用した上で丁寧に行うとともに、終了後の手洗いを徹底する。
- ・消毒については、ドアや窓の取っ手、電気のスイッチ、階段の手すり等、多くの児童生徒が触れるところは、次亜塩酸ナトリウム消毒液やアルコール消毒液等を用いて、1日1回以上、利用状況に応じて適切に行う。（この消毒作業については、児童生徒に行わせないことを基本とする）
- ・児童生徒が共用する物品は、可能な限り使用前後に消毒する。また、活動前後の手洗い（アルコール消毒）の指導を徹底する。
- ・各学校は、マスクを忘れた児童生徒のために予備のマスクを用意しておく。
- ・以下に示す「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、可能な限り感染症対策を行った上で、**本町の感染状況を踏まえ、現段階では、実施を検討してもよい。**その際、用具の消毒、手洗い指導の徹底、体調に不安のある児童生徒の不参加を認めることなどについても留意する。

◇児童生徒が一定時間、密集（または近距離）で、対面形式で行うグループワークやペアワーク、及び近距離で一斉に大きな声で話す活動

◇室内において近距離で行う合唱、管楽器演奏

◇児童生徒同士が近距離で活動する、実験・観察、共同制作・鑑賞、調理実習

◇児童生徒が密集したり接触したりする運動

- ・昼食時には以下の点にも留意する。
 - ◇食事の前の手洗い（アルコール消毒）を徹底する。
 - ◇机を向かい合わせにしない、食事中は会話を控える等の指導を行う。
- ・更衣については、体育の授業及び部活動では、男子は教室、女子は男女両方の更衣室を使用するなどの工夫をし、部室等は短時間で交代して使用するなど、狭い空間に児童生徒が密集することを避ける。

- 新**・図書館は、利用前後の手洗い（アルコール消毒）の徹底、利用時間帯の分散等の密集を避ける配慮を行ったうえで、開館する。

7 学習の遅れ等を取り戻すことについて

- ・4月～5月までの学習の遅れについては、時間割編成を工夫するなど、原則、8月末までに取り戻せるような計画を立てる。

- 新**・休業期間中運動不足になっている児童生徒を把握するとともに、体育の授業開始時には準備運動

を十分に行うとともに、授業内容については石川県教育委員会保健体育課発出の「学校再開後の体育授業のあり方について」を参照する。

8 学校行事等について

- ・学校行事の中止または延期、あるいは縮小の決定に当たっては、学校行事は、子供たちの学校生活に潤いや、秩序と変化を与えたりするものであり、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して検討する。
- ・実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、開催方法等について以下のような工夫を行うなど十分配慮する。

◇大勢の児童生徒が集まる儀式的行事については、校内放送や学校便りへの掲載などの方法により代替するなど

◇文化祭などの文化的行事は小グループごとで練習することや、発表の様子を映像や音声にとり校内放送で流すなど

- 新**・健康診断を実施するに当たっては、以下の点にも留意する。

◇児童生徒が密集しないよう学年やクラスで日程を分ける。

◇部屋に一度に多くの人数を入れないようにし、整列時においては1～2mの間隔をあける。

◇不要な会話や発声を控える。

- ・避難訓練等は各教室で事前指導を十分に行い、時間をかけずに実施できるよう工夫する。
- ・修学旅行については、その教育的意義に配慮し延期としているが、行き先及び経路にあたる地域の感染状況を踏まえて検討する。

9 児童生徒の心身の状況の把握と心のケア等に関すること

- ・長期間に及んだ休校や自宅待機からくるストレスや、感染症に対する心配や不安が原因で、児童生徒が精神的に不安定になる場合があることを踏まえ、学級担任や養護教諭等、相談しやすい教職員やスクールカウンセラー等に相談するように指導する。また、児童生徒の一人一人の状況を把握しつつ、保護者と連携した適切な指導・支援を行う。
- ・「24時間子供SOSダイヤル」などの相談窓口があることを事前に紹介しておく。

10 偏見、差別に関すること

- ・感染者、濃厚接触者、新型コロナウイルス感染症の治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は許されないという指導を徹底する。

11 部活動に関すること

- ・石川県教育委員会保健体育課・学校指導課発出の「学校再開に伴う部活動の実施について」に従う。また、能登町教育委員会発出（教第121号）に従う。

12 保護者への連絡等

- ・保護者への連絡体制を整えておく。

- ・一斉送信メールや学校のホームページ、または文書の配付、担任からの電話連絡等により、必要な情報を確実かつ速やかに伝える。
- ・保護者に対しては、一斉送信メールや配付文書等により、定期的に学校の様子をお知らせし、学校の対応についてご理解、ご協力いただけるよう努める。

13 感染者、濃厚接触者が確認された場合

(1) 児童生徒の感染が確認された場合

- ・学校長は、当該児童生徒について、治癒するまでの間、出席停止とする。
- ・学校長は、速やかに能登町教育委員会へ連絡する。
- ・能登町教育委員会は、学校保健安全法第20条に基づき、原則として、学校全体について2週間を目安に臨時休業を行う。
- ・学校は、校内に保管してある消毒用のエタノールや次亜塩素酸ナトリウムを使用し、当該児童生徒の行動範囲等を考慮して、校内の消毒を行う。

(2) 教職員の感染が確認された場合

- ・学校長は、当該教職員については、治癒するまでの間、休ませる。
- ・以降の対応については、(1)と同様の扱いとする。

(3) 児童生徒・教職員が濃厚接触者であることが確認された、または、その同居する家族等の感染が確認された場合

- ・学校長は、速やかに能登町教育委員会へ連絡する。
- ・学校長は、町教委・健康福祉課・保健センター等の関係機関と連携して、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無、感染状況が明らかになるまでの間、当該児童生徒に対しては出席停止、教職員に対しては休ませる措置を取る。
- ・個人情報の扱いには十分留意する。

14 その他

- ・今後、状況の変化により、対応内容に追加や変更がある場合はその都度通知する。